

平成 22 年 2 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 株式の配当金を受け取ったときの申告の種類

配当所得とは、株式の配当金や投資信託などの収益の分配に係る所得を言います。配当所得は原則、総合課税の対象とされますが、特例としてほかに確定申告不要制度と申告分離課税制度があります。

## (1) 総合課税

総合課税とは、各種所得の金額と合計して所得税額を計算するというものです。総合課税の対象とした配当所得については、一定のものを除き配当控除の適用を受けることができます。

## (2) 確定申告不要制度

- ① 確定申告不要制度とは、配当所得のうち、一定のものについては確定申告をしなくてもよいという制度です。
- ② この制度を適用するかどうかは、1回の配当等の額ごとに選択できます。
- ③ この制度を選択した配当所得にかかる源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできません。

(対象となる配当)

- ・ 上場株式等の配当等の場合 (大口株主等が受ける場合を除きます)  
支払を受けるべき配当等の金額にかかわらず、確定申告を省略できます。
- ・ 上場株式以外の配当等の場合  
一回に支払を受けるべき配当等の金額が10万円以下(配当期間が6ヶ月の場合には5万円以下)の場合には、確定申告を省略できます。

## (3) 申告分離課税

- ① H21, 1, 1~H23, 12, 31 までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等 (一定の大口株主等が受けるものを除きます) については、7% (他に地方税3%) の税率による申告分離課税を選択できます。
- ② 申告する上場株式等の配当等については、その全額について総合課税を選択するか、申告分離課税を選択するかを統一しなければなりません。
- ③ 申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。
- ④ 平成 21 年以後において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合又は前年以前 3 年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、前年以前で控除されてないものがある場合には、一定要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

税 率	確定申告をする		確定申告をしない 確定申告不要制度
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
累進課税		所得税 7% 地方税 3%	所得税 7% 地方税 3%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれない